

## 第 12 章 国内外からの支援



## 第1節 物資の支援

### 1. 物資支援の流れ

#### (1) 他都市との協定

本市では、災害時に相互間の応援を行うため、東京都と政令市による20大都市の他、多くの自治体とさまざまな協定を締結して

いる。今回の震災では、太平洋側の東北地方が広域的に被害を受けたため、20大都市災害時相互応援に関する協定等により、東北地方以外の都市から多く支援を受けることができた。

図表 12-1-1 自治体協定の一例（平成23年4月1日現在）

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
20大都市災害時相互応援に関する協定	平成22年9月30日	札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	被災都市の要請に応え、相互に救援協力、応急対策および復旧対策を行う協定
20大都市民主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	平成22年12月8日	札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市の民生主管部局	民生主管部局所管業務に関する大都市相互の災害時応援活動実施のため「20大都市災害時相互応援に関する協定」を補完するもの
20大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書	平成22年12月9日	札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市の衛生主管部局	衛生主管部局所管業務に関する大都市相互の災害時応援活動実施のため「20大都市災害時相互応援に関する協定」を補完するもの
自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定	平成18年4月1日	新潟市、仙台市、島原市、釧路市、墨田区、静岡市、福井市	被災都市の要請に応え、相互に救援協力、応急対策および復旧対策を行う協定
災害時における宮城県市町村相互応援協定	平成16年8月1日	宮城県、宮城県市長会、宮城県町村会	宮城県内市町村における災害時、相互に応援を行う協定
東北地区六都市災害時相互応援に関する協定	平成8年5月17日	青森市、秋田市、盛岡市、山形市、仙台市、福島市	被災都市の要請に応え、または要請を待たずに相互に応援を行う協定

## (2) 民間企業との協定

本市では、震災前に、食料、物資等の供給に関して15の団体、企業等と「災害時における生活物資の供給協力等に関する協定」等を締結していた。協定では、物資等供給の要請や、運搬方法、商品および運搬費用に関することなどが定められている。

協定の細目には、物資を納入する際の方法や、定期的な協議について定められている。

また、物資の輸送に関連し、燃料の補給や物資輸送への協力等についても協定を締結していた。

図表 12-1-2 物資協定先一覧

協定先	締結年月日
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	
みやぎ生活協同組合	平成8年3月
(株)藤崎	平成9年1月
(株)三越仙台店	平成9年1月
(株)さくら野百貨店	平成9年1月
イオン(株)東北カンパニー イオンスーパーセンター(株)	平成19年11月
(株)セブン-イレブン・ジャパン	平成20年2月
(株)ヨークベニマル	平成20年2月
(株)ダイエー	平成20年3月
(財)宮城県学校給食会	平成20年3月
NPO法人コメリ災害対策センター	平成21年7月
(株)カインズ	平成21年8月
災害時における精米等供給協力に関する協定	
仙台農業協同組合	平成17年3月
仙台食糧株式会社	平成9年1月
災害時における食糧供給協力に関する協定	
宮城県製パン協同組合	昭和58年5月
災害時における救援物資等の提供に関する協定	
仙台コカ・コーラボトリング(株)	平成19年3月

図表 12-1-3 協定実施細目に定められた災害時に必要な生活物資

品目	品名
食料品	水、飲料、パン、バター、ジャム、レトルト食品、粉ミルク、缶詰、インスタント食品、お茶、小麦粉、しょうゆ、砂糖、食用油、ハム、米、肉、魚、野菜、果物、弁当類
炊事用具	なべ、やかん、カセットガスコンロ、カセットガスボンベ、ナイフ
食器類	ぼ乳ビン、はし、紙コップ、紙皿、茶碗
衣料品	下着、靴下、セーター
光熱材料	ろうそく、マッチ、ライター、灯油
寝具類	毛布、タオルケット
日用雑貨	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、洗剤、石鹸、生理用品、洗面用具、マスク、医薬品
その他	懐中電灯、乾電池、バケツ、軍手、ガムテープ、タオル、靴、ビニール袋、飲料用ポリタンク、ノート、使い捨てカイロ、ラップ、蚊取線香

図表 12-1-4 物資の輸送に関する協定先一覧

災害時における自動車燃料等の供給協力に関する協定	
新日本石油(株)東北支店 新日本石油精油(株)仙台製油所	昭和59年8月
災害時における航空機の出動協力に関する協定	
国際航空輸送(株)	昭和59年9月
災害時における自動車輸送の協力に関する協定	
(社)宮城県トラック協会	昭和58年5月

## 2. 各地から寄せられた支援物資等

### (1) 他都市から寄せられた支援物資等

今回の震災では、20大都市災害時相互応援に関する協定等に基づき各都市から、さらには、姉妹都市をはじめ協定締結実績のない自治体からも多くの物資が寄せられた。

早いものでは、地震発生翌日の3月12日

の早朝から、毛布や食料、水、幼児用・大人用オムツ、粉ミルク、アレルギー対応食等を中心に届きはじめ、避難所等に配付さ

れた。これらの支援物資は、備蓄物資が大きく不足していた本市にとって大きな支援となった。

図表 12-1-5 協定に基づく支援物資の例

札幌市	毛布1,500枚,缶入りハン20,000食,粉ミルク24,000食,水2017,000本(3/14到着)
さいたま市	毛布3,000枚,アルファ米20,000食,水1.50l,280本,カセットコンロ20台,同ボンベ20セット60本,粉ミルク260缶,紙オムツ27,650枚他衛生用品,日用品(3/12)電気自動車3台(3/22)
千葉市	アルファ米2,500食,乾パン2,500食,クッキー5,000食(3/17到着)
東京都	成人用オムツ30個,尿とりパッド30個,包帯60個,マスク100,000枚他介護医療品(3/23)
川崎市	毛布1,600枚,アルファ米5,000食(3/15到着)アルファ米20,000食(5/31到着)
横浜市	毛布10,000枚(3/13),水26t,トイレバック(簡易トイレ)50,000枚(3/14),サージカルマスク35,000枚,手指消毒アルコール2800(3/21~23到着)
相模原市	毛布1,000枚,クッキー1,400食,投光機12セット,発電機12機他衛生用品(3/12~22到着)
新潟市	毛布10,333枚,保存水3,582本,飲料水11,904本,アルファ米45,400食,粥5,889食,スティックパン6,367食,乾パン360食,ハックご飯75,000食,低タンパク米飯2,910食,粉ミルク285リットル,粉ミルク1,768缶,粉ミルク11箱,調整粉ミルク198箱,アレルギー対応(粉ミルク27缶,菓子45袋,アルファ米915袋,乾パン123缶),ベビーフード(野菜スープ446袋,白身魚おかゆ75袋),お子様カレー3,400食,レトルトシチュー240食,ミートソース800食,スープ(フリーズドライ)125個,乳児用菓子25箱,ジュース788本,缶詰類172缶,みかん缶25巻,麦茶240個,オムツ小児用12,466枚,オムツ大人用1,074枚,尿取パッド4,020枚,生理用品33,652枚,哺乳瓶386本,哺乳瓶消毒剤3,444錠(3/12~3/27品目毎合計数)
静岡市	毛布4,500枚,アルファ米15,500食,乾パン10,500食,ブルーシート1,000枚(3/13~24到着),クッキー他(企業提供)
浜松市	毛布3,500枚,アルファ米14,800食,サハイバルフーズ12,000食,水1.50l,2,800本,マスク3,350枚(3/13~24到着)
名古屋市	アルファ米58,300食,乾パン50,000食,粉ミルク4,120箱,アレルギー対応粉ミルク60缶,パン缶詰2,400食,汲み取り式仮設トイレ5基,ストープ200台,哺乳瓶,2,950本,子供用紙オムツ25,672枚,大人用紙オムツ15,040枚,生理用品11,264枚(3/13~17到着)
京都市	乾パン・アルファ米142,620食,京北特産米200kg,飲料水42,720本,粉ミルク1,008缶,毛布2,000枚,子供用マスク50,000枚,女性用下着(ショーツ)8,000枚,災害用応急シート1,000枚,給水用ポリ容器300個,給水袋400袋,仮設トイレ5基,ベレットストープ7台,木質ベレット5t(3/13~20到着)学用品,総合感冒薬(錠剤5箱,カプセル3箱)
大阪市	毛布11,000枚,乾パン10,000食,アルファ米80,000食,水13t,水0.50l,17,280本,給水袋4,500枚,100ポリタンク3,000枚,粉ミルク240缶,大人用紙オムツ3,000枚,幼児用紙オムツ3,000枚,生理用品10,000個,(3/13~18到着)
堺市	毛布1,600枚,サハイバルフーズ12,000食,おかゆ500食,粉ミルク384食,アルファ米5,000食,乾パン3,000食,水0.50l,12,600本,仮設トイレ55個,簡易トイレ302個,哺乳瓶300本他,ハンクス自転車等(3/13~16到着)
神戸市	毛布9,450枚,サハイバルシート5,000枚,飲料水(500ml)5,472本,ボトルウォーター10,032本,アルファ化米11,400食,クッキー8,540食,缶詰25,584缶,粉ミルク340本,カップ麺3,240食,菓子パン32,000食,仮設トイレ390基,医薬品(総合感冒薬1,000個,うがい薬3,000本,解熱鎮痛薬500個,外用消炎鎮痛剤1,000個,消毒薬100本,歯ブラシ17,000本,マスク50,000枚,紙オムツ等73,358枚)(3/13~27)
岡山市	毛布1,000枚,アルファ米3,300食,クッキー5,500食,飲料水0.50l,920本,簡易トイレ100個,簡易テント80張,灯油6,0000他(3/13~24到着)
広島市	毛布15,000枚,アルファ米8,000食,乾パン9,000食,生理用品4,500個,大人用オムツ400枚,子供用オムツ1,000枚,簡易トイレ300セット(3/14~20到着)
北九州市	毛布1,000枚,クッキー1,000食,アルファ米1,400食,サハイバルパン400食,水800本,仮設トイレ4基(3/13到着)
福岡市	毛布1,000枚,アルファ米,乾パン9,700食,白粥300食,水1.50l,300本,202,200本,(九州電力協力:3食セット1,614組,水20744本,簡易トイレ80セット,企業提供:BOXティッシュ800個,使い捨てカイロ1,500個,レトルト1,440食,飲料,乾電池他)(3/13~到着)

図表 12-1-6 その他自治体からの支援物資の例

宇和島市	伊予柑10ケース,紙皿2,300枚,割箸50,000膳,エクスプーン2,000本,プラスチックスプーン3,000本,ホッカイロ301個,ベビーミルク250缶/18スティック,飲料水6,000本,ハケツリョク1,000袋(3/15到着)
北海道白老町	仮設トイレ設置(若林区中央市民センター2基,連坊小路小学校1基)(3/15 22:55),アルファ米400食,リンゴ3,036個,ロールパン1,000個,鮭2,000匹(3/22~4/2)
津市	被災者を対象とした市営住宅20戸の提供申出(3/17 20:10)
沼津市	インフルエンザ検査キット20,000セット(3/19)
竹田市	米6t,飲料水50ケース,缶詰3,000缶(3/19)
中野市	米6t,飲料水1,500l,毛布280枚,マスク3,000枚(3/19)
徳島市	レトルトカレー3,000食,カップめん12,392食,カップめん(小)1,000食,カレーメイト900食,レトルトごはん790食,お米(こしひかり)3,000kg,カセットボンベ1,800本,乾電池(単一852個,単二1,179個,単三6,177個,単四262個),カンパン2,520個,缶詰類602缶,フリーズドライそば粉汁1,200食,チョコレート2,400個,保存食(レトルト・菓子類)6箱,ガスボンベ1,353本,ラップ類1,214類,トイレトペーパー11,694巻,ボックスティッシュ6,325箱,ろうそく30箱,懐中電灯212個,アレルギー用粉ミルク120缶,その他(紙おむつ,ウェットティッシュ,マスク)13箱(3/16,25)
東京都瑞穂町	ヘルメット91個,牛革手袋50双,消臭剤(ファブリーズ)20本,鉄板入りインソール4枚,安全長靴・長靴72足,消毒薬(マキロン)18本(4/24)

## (2) 民間企業から寄せられた支援物資等

企業や団体等からも企業色を活かしたものなど、多くの支援物資が寄せられた。

一例として、地震発生直後の重要施設の非常用自家発電機の燃料や避難所での暖房や照明の燃料用に、灯油やA重油等の石油製品が本市の支援要請によって寄せられた

ほか、避難生活を送る被災者向けの生活物資や本市が災害時対応活動を行う際に必要とされた医療関係物資、通信機器、電気自動車や備蓄用テント等が寄せられた。被災者のみならず、八木山動物公園で不足した動物の餌等について社団法人日本動物園水族館協会等の物資支援も受けている。

図表 12-1-7 民間企業・団体等からの支援物資の例

(株)カインズ	軍手、マスク、カセットボンベ 第2陣以降→使い捨てカイロ、ペーパー飲料、乾パン、肌着等追加
(株)ダイエー	物資援助(第1便 水5,000本、第2便 食料他)
(株)アキベ仙塩営業所	灯油1,000ℓ供給
(株)小山商店(宮城野区)	A重油を宮城野区と若林区へ供給。灯油も他の施設へ供給
(株)アクティオ	発電機、投光器、ドラム、ガソリン携行缶を100台ずつ
山形県都市ガス協会	カセットコンロ310台、カセットボンベ1,179個(3/13 17:15)
大阪ガス(株)	カセットコンロ等支援物資(3/14 10:35)
石油連盟	軽油、灯油について交通局霞目営業所と川内営業所へ納入
カメイ(株)	3/14夕方燃料納入
王子ネピア(株)	大人用紙おむつ・パット 72,852枚、おしりふき 1,200袋(3/18 9:00)
アイリスオーヤマ(株)	サージカルマスク490,560枚(3/18)、次亜塩素消毒スプレー10,000本(3/22)
ポラリス	手指消毒薬50,700本(3/18)、感染症予防啓発ポスター2,400枚(6/27)
(株)ニイタカ	手指消毒薬1,800ℓ(3/18)
神戸市薬剤師会	手指消毒薬2t(3/19)、サージカルマスク2t(3/19)
インテル(株)、シスコシステムズ(株)、ダイワボウ情報システム(株)、日本ヒューレット・パッカー(株)、UQコミュニケーションズ(株)	避難所へワイヤレス・ブロードバンド電波を受信する機器、パソコン、必要なソフトウェア等の提供 申出(3/17)→24カ所設置済(4/15現在)
(株)日立製作所、日本マイクロソフト(株)、(株)アイ・オー・データ機器、UQコミュニケーションズ(株)、リコージャパン(株)	通信機能を備えた震災対応事務用ノートパソコンなどを100台、プリンタを5台
キンジョ(株)	立体マスク60,000枚(3/20)
ベガルタ仙台	県内避難所で不足の物を全国から募集し、サポーターと共に避難所に届ける活動
リコージャパン(株)	デジタルカメラ50台
三菱自動車工業(株)	電気自動車10台(3/23、3/30)
日産自動車(株)	電気自動車1台(3/23)
JA大分	米3t、飲料水48本、即席味噌汁500食、即席卵スープ500食、カップラーメン360食、毛布400枚、マスク1,200枚、大人用紙パンツ1,460枚、尿取パット1,200枚(3/19)
中野市農業協同組合	乳幼児ミルク60ケース、りんごジュース50ケース、えのき茸20ケース
神戸市民	タオル10,200枚、アルミホイル480本、ラップ900本、使い捨て食器(15cm紙皿2,400枚、18cm紙皿2,400枚、プラスチックスプーン2,000本)、防水ラバーシート200枚、手洗い石鹸700個、ライター300個、割り箸25,000膳、プラスチック手袋90枚、フリーズドライ玉子スープ2,000食、米4t、味噌300Kg(市民募金による救援物資)
財団法人こうべ市民福祉振興協会	マスク4,000枚
ニルフェスクアドバンス(株)	家庭用高圧洗浄機50台
日進医療器(株)	車椅子50台
(株)ミキ	車椅子50台
東洋熱工業(株)	救護マット1,500枚
(株)UFCサブライ、(株)マツモトキヨシ	歯ブラシ61,920本(3/28)
興和新薬(株)	避難所用一般用医薬品13種(3/15)、一般用医薬品(整腸健胃薬900個)(4/1)
佐藤製薬(株)	避難所用一般用医薬品14種(栄養ドリンク2,000本他)(3/16)
シオノギ製薬(株)	避難所用一般用医薬品6種(解熱鎮痛剤10,000個、入歯洗浄剤1,600個他)(3/17)
東京サラヤ(株)	医薬品消毒剤500本(3/23)、液体せっけん342本(4/2)
公益社団法人におい・かおり環境協会及び協会各社	消臭スプレー500本(4/9)
一本の杖プロジェクト(滋賀県の有志)	手づくりの杖100本(4/12)
国連世界食糧計画(WFP)	備蓄用テント3棟、事務棟(プレハブ)1棟(4/13)
(株)JSS	若林体育館(避難所)における警備(3/29～)

日本鐵建(株)	荒井地区の建物無償借用
NHK仙台放送局	被災者へのラジオ提供630台, 避難所へのテレビ設置36台(5/13現在)
三菱商事(株)	電気自動車1台(4/15)
帝人(株)	防じんマスク(N95ドームマスク)1,000枚(6/28)
ブリッグス・アンド・ストラットン・ジャパン(株)	発電機および付属品10組
全国環境研協議会	電子顕微鏡によるアスベスト分析支援(3/30~7/5) (大阪市立環境科学研究所、大阪府環境農林水産総合研究所、神奈川県環境科学センター、川崎市公害研究所、福井県衛生環境研究センター、福岡市保健環境研究所、三重県保健環境研究所、横浜市環境科学研究所)
くまもとアートポリス東北支援「みんなの家」建設推進委員会	木造の仮設集会所「みんなの家」1棟

### (3) 個人から寄せられた支援物資等

支援物資は、自治体や民間企業、団体等のほか、全国の個人からも多く寄せられた。

個人から届けられた支援物資は、多種類のもので数個ずつ、1つの箱に詰められていることが多く、人員不足により仕分けなどを行うことができないといった理由から、本市では、多くの善意に感謝しながらも、個人からの物資はお断りすることとし、ホームページにその旨を記載するなどして対応を行った。

が本市に届けられた。しかし、これらの物資は、避難者等へ届かなければ意味がなく、災害の規模や配布支援者数、配布時期によっては、支援物資の品目等、支援者からの提供方法について考慮する必要がある。また、災害規模に応じた物資提供方法を周知し、協力を依頼するなどの工夫が必要である。

## 3. 海外から寄せられた支援物資

### (1) 国際姉妹・友好都市、協定締結都市から寄せられた支援物資等

地震発生直後に、本市と国際姉妹・友好都市である長春市(中国)、光州広域市(韓国)より物資の支援の申出があり、水や食料、生活用品が届けられた。

光州広域市 (国際姉妹都市)	水(1.8ℓ入5,040本), カップラーメン(28,800個), 生活必需品(洗剤, はみがき等1,440セット)(3/17 20:00)(2回目): 水(1.8ℓ入4,962本), カップラーメン(28,200個), 生活必需品(洗剤, はみがき等1,418セット)(3/19 8:30)
長春市 (国際友好都市)	水(500ml入り 19,200本) (3/18 9:00)

### (2) その他から寄せられた支援物資等

フランス政府からも、在日フランス大使館を通じ支援物資が届けられた。

フランス	クッキー(段ボール100箱), 水(1.5ℓ入24本), 医薬品(包帯 ダンボール49箱, 絆創膏1箱), チーズ(ダンボール5箱)(4/2)
------	---

## 4. 総括

今回の震災においては、行政、企業、個人を問わず、数えきれないほどの支援物資

## 第2節 義援金

### 1. 義援金とは

東日本大震災災害義援金（以下、「義援金」という。）は、東日本大震災の被災者に対し全国各地から寄せられた「善意のお金」であり、これを「見舞金」として配分するものである。

なお、義援金は特定の法律に定められた制度ではないことから、自治体は、被災者へ配分されるまでの間、その義援金を一時的に預かっていることになり、公会計処理の対象外として扱うこととなる。

### 2. 義援金の受入れ

義援金は、義援金受付団体（日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団、宮城県および本市）において、それぞれ受入れを行っている。

義援金受付団体および県における義援金の受入れは、3月14日から開始され、当初は平成24年3月31日までとされていたが、平成24年3月に平成24年9月30日まで延長された（※その後さらに平成25年3月31日まで再延長された）。これは、震災から1年を経過する時期でも、1週間で4,000～5,000件、金額で4億～5億円に上る多額の義援金が寄せられたことによるものである。

本市では、健康福祉局社会課が窓口となり、3月23日から受入れを開始し、その後、義援金受付団体および県と同様に延長・再延長し、平成25年3月31日まで受入れを行う予定である。

図表 12-2-1

#### 義援金の受入額（平成24年3月31日現在）

義援金受付団体配分金額	824億8,760万円
仙台市受入金額	10億3,863万円

※「義援金受付団体配分金額」とは義援金団体および宮城県に寄せられた義援金のうち、本市に配分された金額であり、「仙台市受入金額」とは本市に直接寄せられた義援金の金額である。

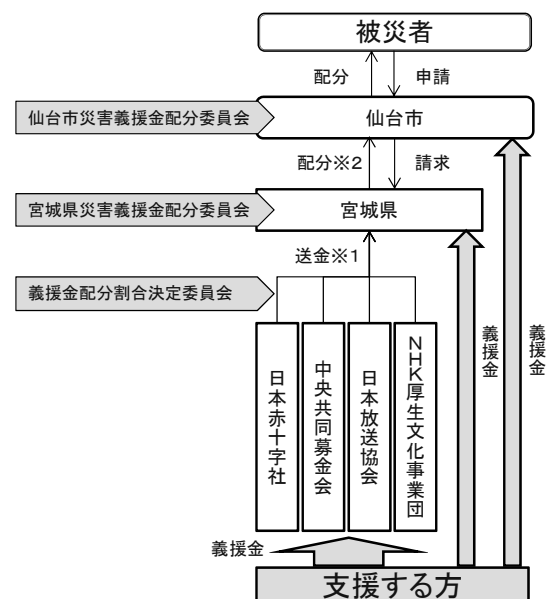
### 3. 義援金の配分

#### （1）配分の仕組み

義援金受付団体に寄せられた義援金は、義援金配合割合決定委員会にて被災した都道府県にどのように配分するかが決定された（ただし、第1回義援金配分割合決定委員会では義援金受付団体に寄せられた義援金の具体的な配分内容（第1次配分）を決定し、第2回義援金配分割合決定委員会以降は、具体的な配分内容の決定を行わず、被災都道府県への義援金の送金額のみを決定した）。次に、この配分基準に基づいて配分された義援金受付団体の義援金と直接県に寄せられた義援金について宮城県災害義援金配分委員会にて配分基準（配分対象、配分金額等）が決定された。本市に寄せられた義援金については仙台市災害義援金配分委員会にて配分基準を決定した。義援金受付団体分と県分の義援金は、本市がその配分のための所要額を県に請求し、県から配分される。

被災日時点で市内に住所を有していた被災者に対しては、本市が、各配分基準に基づいて義援金の配分を行う。

図表 12-2-2 義援金配分のフロー





※1 義援金受付団体に寄せられた義援金のうち、県に割り当てられた金額が送金される。

※2 県に割り当てられた義援金受付団体分の義援金および県に寄せられた義援金のうち、本市に割り当てられた義援金が配分される。

**図表 12-2-3 義援金配分委員会の開催状況**

義援金配分割合決定委員会	
第1回開催	平成23年4月8日
第2回開催	平成23年6月7日
第3回開催	平成23年12月8日
宮城県災害義援金配分委員会	
第1回開催	平成23年4月13日 →義援金受付団体分1次配分
第2回開催	平成23年5月16日 →県受付分1次配分
第3回開催	平成23年6月24日 →義援金受付団体・県受付分 2次配分
第4回開催	平成24年1月19日 →義援金受付団体分3次配分
仙台市災害義援金配分委員会	
第1回開催	平成23年4月27日
第2回開催	平成23年6月29日 →市受付分1次配分
第3回開催	平成24年2月7日 →市受付分2次配分

## (2) 配分の対象および金額

### ①義援金受付団体および宮城県

義援金受付団体に集められた義援金は4月8日の第1回義援金配分割合決定委員会にて、「死亡・行方不明者1人当たり35万円」、「住宅全壊(焼)1戸当たり35万円」および「住宅半壊(焼)1戸当たり18万円」と決定され、県に所要額が配分された。

これを受けて、県では、4月13日の第1回宮城県災害義援金配分委員会にて、この基準により県内自治体に義援金を配分することとした。一方、この時点において県に寄せられていた義援金については留保し、

その配分基準については、改めて検討することとした。

その後、県においては、義援金の受入状況に応じ、被害状況や他の支援策を踏まえた検討が行われ、順次、配分の対象と基準、金額が決められていった(平成24年3月31日までに図表12-2-4のとおり配分基準を決定している)。

### ②本市

4月27日の第1回仙台市災害義援金配分委員会においては、義援金受付団体および県が受け付けた義援金の配分を行うことを報告した。本市に寄せられた義援金については、障害者や高齢者への配慮の必要性および沿岸部の宅地や農地被害への配分等に関する意見があったが、今後、さらに市内の被害状況を見極めた上で、本市独自の配分基準を検討していくこととし、その配分を留保した。

6月29日の第2回仙台市災害義援金配分委員会においては、本市に寄せられた義援金について、県の配分基準では対象となっていない障害者や高齢者のいる世帯に配慮する一方で、震災で両親を亡くした未成年に対する県の義援金に上乘せを行うなどの配分基準を決定した。

平成24年2月7日の第3回仙台市災害義援金配分委員会においては、津波浸水区域内の全壊世帯に対し、独自に義援金10万円の上乗せを決定した(同時期に県では津波浸水区域における住家被害に対する追加の義援金を決定している)。

図表 12-2-4 配分対象と金額（平成 24 年 3 月 31 日現在）

（単位：万円）

配分対象	内訳										
	義援金受付団体				宮城県			仙台市			合計
	1次	2次	3次	計	1次	2次	計	1次	2次	計	
<b>人的被害に対する義援金</b>											
死亡・行方不明者のいる世帯	35	50	10	95	15	-	15	-	-	-	110
<b>住家被害に対する義援金</b>											
住家が全壊（焼）の世帯	35	50	-	85	10	5	15	-	-	-	100
津波浸水区域の場合	-	-	20	20	-	-	-	-	10	10	+30
うち、仮設住宅未利用の場合	-	-	10	10	-	-	-	-	-	-	+10
住家が大規模半壊の世帯	18	47	-	65	7	3	10	-	-	-	75
津波浸水区域の場合	-	-	10	10	-	-	-	-	-	-	+10
うち、仮設住宅未利用の場合	-	-	10	10	-	-	-	-	-	-	+10
住家が半壊（焼）の場合	18	27	-	45	2	3	5	-	-	-	50
津波浸水区域の場合	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	+5
被災日時点で母子・父子世帯であり、住家に半壊以上の被害を受けた世帯	-	-	10	10	-	20	20	-	-	-	30
被災日時点で要介護3～5の方を在宅介護されているまたは、重度障害児・者が在宅している世帯であり、住家に大規模半壊以上の被害を受けた世帯（仙台市独自基準）	-	-	-	-	-	-	-	20	-	20	20
平成23年度に小学校または中学校に新入学した児童・生徒がいる世帯であり、住家に大規模半壊以上の被害を受けた世帯（仙台市独自基準）	-	-	-	-	-	-	-	10	-	10	10
<b>その他の事由に対する義援金</b>											
災害障害見舞金支給対象者	-	-	10	10	10	-	10	-	-	-	20
震災で両親を失った未成年者（県独自基準へ上乘せ）	-	-	-	-	50	-	50	100	-	100	150
震災で両親のいずれか一方を失った未成年者（仙台市独自基準）	-	-	-	-	-	-	-	50	-	50	50
震災に起因する理由により配偶者が死亡したため母子・父子世帯となった世帯	-	-	10	10	-	20	20	-	-	-	30
震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者・障害者施設に、被災日時点で入所していた者	-	-	10	10	-	10	10	-	-	-	20

※表中の「1次」は義援金の「第1次配分」、「2次」は義援金の「第2次配分」、「3次」は義援金の「第3次配分」をそれぞれ表している。

### （3）申請方法

義援金の申請受付は、各区役所および本庁舎受付窓口にて、4月26日から開始した（郵送による申請受付も開始）。申請書には、項目（義援金の区分）、振込先等を記入し、項目に応じて必要書類（家族死亡の場合には死亡診断書、戸籍謄本のコピー、住家被害の場合には、り災証明書、世帯全員の住民票のコピー等）の添付を求めた。

申請書の受付に際しては、プレスリリースや各種周知文書等により、周知を図った。

義援金は、その対象となり得る方からの

申請に基づき配分を決定することを原則としていたが、震災で両親を亡くした未成年者や震災で配偶者が死亡したため母子・父子世帯となった世帯等、本市において義援金の対象となることが確認できた方・世帯に対しては本市から申請書を送付し、義援金の申請勧奨を行った。

### （4）配分の実績

義援金受付団体および県受付分ならびに本市受付分の義援金の平成24年3月31日までの配分実績は次の図表のとおりである。

なお、義援金の配分については、発災直

後は体制が整備されておらず、また、申請件数も膨大であったことや、申請が一時期に集中したことなどから、申請を受けてから義援金を配分するまでに相当の日数を要することとなった。このため、8月までは申請件数に対する支給率は、50%に達していなかったが、その後の体制整備（他都市からの応援職員の受入れ、事務室の確保および申請書データ入力の民間業者委託等も含む）により、平成24年3月31日現在には、申請件数に対する支給率は92%を超えた。

義援金の配分を行うまでに相当の日数を要することとなり、そのことに対するクレームもみられた。

8月から他都市から応援職員の派遣を受けるとともに、多くの臨時職員の採用により体制の強化に努め、10月のピーク時には社会課職員3人、他都市派遣職員6人、臨時職員22人、合計31人の体制となり支給の遅れを回復してきた。

今回のように震災の規模が大きく、義援金の申請件数が13万件を超える状況となると、その事務処理量も膨大なものとなり、一日も早く、支援を必要としている方への配分を行うためには、処理方法や体制の整備について事前に検討しておく必要がある。

**図表 12-2-5 義援金受付団体および  
県受付分（平成24年3月31日現在）**

配分金額（※）	824億8,760万円
申請件数	130,299
支給済件数	120,076
申請件数に対する率	92.2%
支給済金額	736億4,895万円
配分金額に対する率	89.3%

※配分金額とは義援金団体および県に寄せられた義援金のうち、本市に配分された金額

**図表 12-2-6**

**本市受付分（平成24年3月31日現在）**

受入金額（※）	約10億3,863万円
申請件数	8,132
支給済件数	7,962
申請件数に対する率	97.9%
支給済金額	9億8,010万円
受入金額に対する率	94.4%

※受入金額とは本市に直接寄せられた義援金の金額

#### 4. 総括

今回の震災では、義援金受付団体、宮城県および本市それぞれに国内外から非常に多くの義援金が寄せられた。義援金の配分にあたっては、被災者支援の観点から迅速性が求められるが、当初は体制が整備されていなかったことから、申請を受けてから

## 第3節 寄付金

### 1. 寄付金とは

寄付金とは、反対給付を伴わず国や地方公共団体へ金銭その他を贈与するものである。また、当節で記載する寄付金は、災害復旧や震災復興を意図した申出を受け、本市の事業に充当するものであり、義援金とは異なり、会計上も公金として取り扱われるものである。

### 2. 寄付金の受付方法

寄付金の申出は発災の翌日からあり、財政局財政課が担当となり受けを行った。

本来、寄付金は民法上の贈与に該当し、法律上、書面によらない寄付は取消しもあり得ることから書面による申込みを原則としていたものの、寄付金納付の申込み数が非常に多く、また遠方から電話やメールで

の申出も多かったことからホームページに寄付の目的等を掲載し、それを読んだ後にホームページに載っている専用口座に振り込んでもらうこととし、書面による申込みを省略した。このことにより、大量の申込みを効率的に処理することができ、また、1日でも早く寄付をし、本市の復興に何らかの役に立ちたいという寄付者の気持ちに応えることができた。

震災対応が落ち着いてきた頃には、本来の申込書による提出後に、銀行振込、納付書による納付、現金書留、現金持参それぞれの手法を選択してもらい寄付を受け付けることとした。受け付けの際には、寄付者の意向をできるだけ反映させるために図表12-3-1のように用途の例を示すなどして、寄付金の使い道も選択できるようにした。

図表 12-3-1 寄付金の使い道（寄付者が申込書にて選択）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/>津波や地震で甚大な被害を受けた方の安全な暮らしを取り戻すために</li><li><input type="checkbox"/>被災した子どもたちの希望ある未来への成長を応援するために</li><li><input type="checkbox"/>被災した高齢者・障害者が安心できる生活を支えるために</li><li><input type="checkbox"/>被災した中小企業の活性化や雇用の確保を促進するために</li><li><input type="checkbox"/>復興に向けた力となる文化・芸術や交流活動を広げるために</li><li><input type="checkbox"/>東北の復興のシンボルとなる再生プロジェクトを進めるために</li><li><input type="checkbox"/>東北の持続的な発展に貢献する新次元の防災・環境都市づくりを目指すために</li><li><input type="checkbox"/>その他</li></ul> |
|---|

### 3. 杜の都・仙台絆寄付

寄付金は発災後の早期から、本市のホームページにより呼びかけていたが、より分かりやすく、そして人々の復興への支援の気持ちが風化しないよう、新たに「杜の都・仙台絆寄付」という名称を付け、ホームページやチラシを作成して広く募集している。

図表 12-3-2

杜の都・仙台絆寄付パンフレット（表面）



4. 寄付者（団体）の公表

寄付者に対して、寄付の申出の際に「名前」、「住所」、「寄付額」の公表についての希望確認を行い、了承を得られた方については、ホームページ上で名前等の公表を行っている。

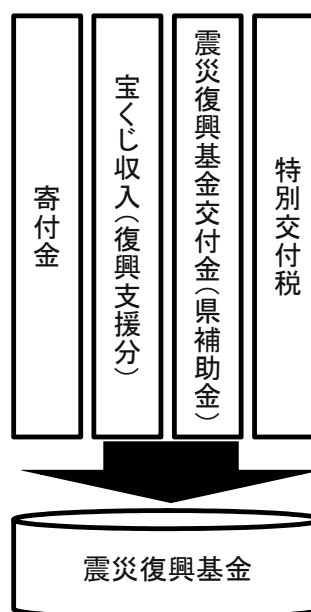
5. 集められた寄付金額と会計上の取扱い

本市への寄付金は2,012件、約21億円（平成24年3月31日現在）にのぼった。これらの寄付金は、東日本大震災からの復興に関する事業を推進するため、本市独自の基金として6月に造成した震災復興基金へ復興支援分の宝くじ収入や特別交付税などとともに積立てを行い、その後、震災復興事業を実施する年度に取り崩し、事業の財源として充当することとした。

図表 12-3-3 寄付者による寄付金の内訳  
（平成24年3月31日現在）

	寄付金額(円)	件数
個人	149,773,879	1,275
企業・団体等	1,423,190,616	599
地方公共団体関係 (海外含む)	487,649,437	119
その他	2,612,802	19
合計	2,063,226,734	2,012

図表 12-3-4 震災復興基金への積み立て



図表 12-3-5 平成23年度震災復興基金の使途

安全な暮らしを取り戻すために	78.9 億円
子どもたちの未来への成長を応援するために	5.2 億円
中小企業の活性化や雇用の確保を促進するために	10.8 億円
文化・芸術や交流活動を広げるために	2.4 億円
再生プロジェクトを進めるために	0.1 億円
新次元の防災・環境都市づくりをめざすために	14.5 億円
合計	111.9 億円

※金額は震災復興基金全体の全額であり、寄付金のみの金額ではない。

## 第4節 他都市等の応援活動

### (1) 応援活動の概要

発災翌日の未明に新潟市の先遣隊が到着したのを皮切りに、本市は全国200を超える国・都道府県・市町村等から非常に多くの職員派遣支援を受けた。

応援職員は、発災直後の救助活動、物資搬送、応急給水活動、医療救護活動、避難所対応、ライフライン復旧作業に始まり、避難所での保健活動、被災証明関係事務、応急仮設住宅の入居申込みの受け付け・説明、各種被災者生活支援制度に係る申請書の審査事務など多岐にわたる業務支援を受けた。

### (2) 支援要請

発災直後からしばらくはライフラインが途絶しており、宿泊先の確保が難しかったことや、入浴もままならず衛生環境が良いとは言えない状況に加え、食料も十分になく、非常に厳しい環境だったことから、他都市からの応援職員は1週間交替などの短期派遣が多かった。

そのような職員の派遣要請方法は、法律に基づき国を通じて要望したものもあれば、県を通じて要請したもの、協定等に基づき本市より要請したもの、指定都市や姉妹都市等の繋がりから要請したものなどさまざまであった。また、本市職員の個人的な付き合いからの依頼に基づく派遣や、こうした要請を待たずして、自ら職員の派遣を申し出た自治体もあった。

#### ①国への支援要請

3月12日、本市は、250を超える避難所に避難者が殺到している状況から、衛生環境の悪化を懸念し、避難所において保健活動を行う人員を確保するため、厚生労働大臣あてに災害対策基本法第三十条に基づく自治体保健師等の派遣のあっせんおよび同法第二十九条に基づく国職員の派遣要請を行った。厚生労働省の調整により、本市は、

3月14日から6月1日までの約2カ月半の間、全国21の府県、市より各自治体の保健師、医師、歯科医師などの派遣を受けるとともに、国との連絡調整役として厚生労働省本省から1名、東北厚生局から1名の職員を受け入れた。

また、本市は、平成8年に東北地方整備局、東北6県土木関係部局、東日本高速道路株式会社東北支社との9者で「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ」という覚書を取り交わしており、今回の震災においては、本覚書に基づき、発災翌日から、東北地方整備局より災害対策現地情報連絡員（通称リエゾン）2名、3月22日からは4名の派遣を受けた。リエゾンは、災害対策のための情報収集および支援調整を行うために被災自治体に派遣される国土交通省の職員であり、リエゾンが本市からの支援ニーズを迅速に東北地方整備局に伝達することで、東北地方整備局が全国の地方整備局の協力を得て行う災害対策用支援車両（排水ポンプ車等）の手配・排水作業等の国土交通省所掌の支援だけでなく、支援物資の調達・搬入等の省の所掌範囲を越えた支援活動に繋がった。

さらに、3月13日には、全国の地方整備局から派遣された緊急災害対策派遣隊（通称TEC-FORCE）も本市に到着し、仙台港の被災状況調査や復旧活動等を行った。

#### ②県への支援要請

発災直後、本市は、ただちに県に対し、緊急消防援助隊と自衛隊の派遣要請を行った。本市は、発災翌日から緊急消防援助隊である神奈川県隊、三重県隊、島根県隊、熊本県隊の4県隊から災害対応や津波被害区域の検索救助活動の支援を受け、そのほかにも東京消防庁、札幌市消防局および北

九州市消防局のヘリコプターによる救助活動等を行う航空隊等の支援を受けた。(詳細は第4章 第3節を参照)

自衛隊については、発災直後、霞目駐屯地(若林区)の陸上自衛隊員がヘリコプターにより上空から情報収集を行い、人命救助活動を開始し、その後も全国から参集した自衛隊員により、人命検索活動や救助活動、患者の広域搬送、遺体収容、燃料提供、避難所への物資配送など多岐にわたる活動が行われた。(詳細は第4章 第2節を参照)

また、発災直後、通信の途絶により情報収集が難しく、救急患者がどれくらい搬送されてくるか不透明な中で、仙台市立病院は災害拠点病院として患者の大量受入れに備え、県に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行った。発災翌日には神奈川県と山形県の病院からのDMATが到着してトリアージや医療救護活動を開始し、その後も全国の病院からDMATが駆けつけ、仙台市立病院は3月15日までの4日間で、11チームのDMATを受け入れた。(詳細は第8章 第5節を参照)

### ③本市からの支援要請

本市は、昭和53年に発生した宮城県沖地震の経験から、およそ30年に1度発生する大地震に備え、企業や関係団体等と通信体制確保、広報、物資供給、医療救護、施設復旧等さまざまな分野の協定を締結するとともに、多くの自治体と災害時の相互応援に関する協定の締結を行ってきた。

今回の震災では東北地方の広範囲にわたり甚大な被害が発生したことから、東北内や県内の各都市との協定よりも、より広域的な協定の方が機能した。

本市は、平成2年2月に東京都と政令指定都市間で「11大都市災害時相互応援に関する協定」を締結して以降、政令指定都市が新たに指定されるごとに協定の廃止と再締結を行い、平成22年9月に「20大都市災害時相互応援に関する協定」を締結した。

今回の震災においては、本協定に基づき、発災翌日から5月21日までの約2カ月間、本市を除く19大都市すべてから職員派遣を受け、その延べ受入人数は18,694人にも上った。東京都、各政令指定都市からの派遣職員は、先遣隊による毛布、食料等の供給、避難所対応、物資搬送、建築物応急危険度判定、し尿処理、ごみ処理、下水道管きよ被害調査、復興計画策定支援など、現場での対応から政策決定の支援まで幅広い業務の支援を行った。

特に、これまで災害を経験してきた新潟市や神戸市からの支援は、粥やアレルギー食、生理用品等の見落とされがちだが発災直後から必要になる物資の供給や復旧活動へのアドバイスなど、経験に基づく細やかなところまで行き届くものであり、発災直後の混乱期における初期対応の助けになるとともに、本市職員の安心感にも繋がった。

そのほかにも、東京都と本市も含めた17政令指定都市の水道事業管理者との間で「18大都市水道局災害相互応援に関する覚書」を締結しており、水道復旧に多大な貢献をしてもらうなど、協定に基づき自治体から多くの職員支援を受けた。

また、本市は国内の5市町と音楽姉妹都市や観光姉妹都市、歴史姉妹都市の提携をしており、これらの姉妹都市からも職員派遣の支援を受けた。各姉妹都市からの派遣職員も、避難所運営や被災者支援住宅相談窓口の業務や国民健康保険関連業務など多岐にわたる業務支援を行った。

さらには、本市は、全国市長会等の全国の自治体で構成される協議会へも職員派遣を要請した。全国市長会は、総務省や被災県、全国町村会等と連携して被災市町村に対する職員派遣の仕組みを作り、その仕組みの中で、本市は、全国の自治体から派遣職員を受け入れ、避難所運営補助や各種被災者支援制度の申請審査業務などの業務支援を受けた。

今回の震災では、被害が甚大だったため、

避難所対応、物資調達、がれき処理業務、り災証明発行業務等、膨大な業務が発生し、人員不足が深刻だったことから、法令や協定に基づく職員派遣要請以外にも、各部署の職員による個人的な繋がりを使った他自治体への職員派遣要請も行われた。例えば、り災証明書の申請は4月1日より正式に開始したが、それまでの間にすでに5,000件以上もの申請が寄せられており、人員確保が喫緊の課題となっていたことから、当該業務の担当となった財政局資産税課では、震災前に視察対応を行ったことがある自治体や全国規模の会議等で交流のあった自治体の職員など、あらゆる繋がりを使って職員派遣を要請した。り災証明書の発行には現地調査が必要であり、現地まで移動するための車両も不足していたことから、本市は、派遣自治体の職員にできるだけ車両で来仙してもらうことも併せて依頼した。このような個別の取組みのほかにも、全国市長会や全国町村会等の協力等もあり、り災証明発行業務には4月15日から平成24年3月31日までの約1年にわたり90以上の自治体の協力を得られ、非常に膨大なり災証明発行業務を進めることができた。

#### ④自主的な応援活動

今回の震災は、連日、テレビや新聞で津波に街が飲まれていく様子などが報道され、未曾有の規模で甚大な被害が発生したことが全国に知らされたことから、震災前から幹部同士などの繋がりがあった自治体だけでなく、それまで全く関わりのなかったような自治体なども含め、全国の自治体から支援の申出が寄せられた。

膨大な震災対応業務を行うには人員の確保が不可欠であり、関係のある自治体に要請をするだけでは人員確保に限界がある中で、このような全国自治体からの自主的な支援の申出は非常に大きな助けとなった。

震災直後の混乱期からこのようにさまざまな形で職員支援を受けたが、ライフライ

ンが完全に復旧し、食料面、衛生面等の環境が整い、本市の受入体制もできてきた6月から、それまでの短期間の派遣に加え、地方自治法第二百五十二条の十七の規定に基づく長期の職員派遣の受入れを開始した。地方自治法に基づき派遣される職員は、派遣元の自治体の職員の身分と本市の職員の身分を併せて有し、その給料、退職手当を除く手当、旅費を本市が負担する。地方自治法に基づく長期派遣職員は、数カ月から1年間程度本市に派遣され、本市職員の一人として、復旧活動だけでなく復興へ向けた活動を担う。本市は、平成24年3月31日までに24の自治体から地方自治法に基づく職員派遣を受け、最も長期なもので10カ月もの間職員の派遣を受けた。復興には数年の長期的視点で取り組む必要があり、他自治体職員の長期派遣は平成24年度以降も継続される。

### (3) 主な応援活動

#### ①消防局への応援

阪神・淡路大震災を契機に、消防庁の要綱に基づく緊急消防援助隊制度が発足し、平成15年、消防組織法に緊急消防援助隊が正式に位置付けられ、今回の震災での緊急消防援助隊の出動は、この法制化以来、消防庁長官の指示による初めての出動だった。

本市では、発災直後に県に対し、緊急消防援助隊の応援を要請したところ、発災当日に東京消防庁航空隊が、翌日早朝には札幌市消防局消防航空隊が到着し、津波被害に遭い、学校で多くの避難者が孤立していた中野小学校(宮城野区)や荒浜小学校(若林区)での救助活動を開始し、3月19日からは北九州市消防局消防航空隊が霞目駐屯地に到着し、その日から沿岸部の検索救助活動を実施した。航空部隊は、県内および東北全域で消防ヘリコプターによる救助活動や情報収集等の活動を行った。

応援隊としては、3月12日から3月21日までの10日間、神奈川県隊、三重県隊、



島根県隊、熊本県隊の計 379 隊、1,390 名の緊急消防援助隊員が、各種災害対応および津波被害区域の検索救助活動に従事した。

## ②ガス局への応援

一般社団法人日本ガス協会（JGA）では、災害時に加盟事業者同士で連携して迅速に復旧に取り組む体制づくりを進めており、本市ガス局においても、昭和 43 年に当協会（当時は社団法人）の東北部会と「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を締結している。

本協定に基づき、3月13日には先遣隊が到着し、以降、全国から 49 事業者、延べ約 72,000 名が応援に駆けつけ、閉栓、修繕、開栓の業務に従事した。

本市では、都市ガスの製造を担う港工場（宮城野区）が津波被害を受けてガス供給が一時全面停止したことから、ほかのライフラインと比べて復旧に時間を要したが、JGAの応援隊の協力もあり、約1カ月後の4月16日に津波被害の甚大な沿岸地域を除き、復旧作業を終えることができた。

## ③水道局への応援

今回の震災における応急給水活動や応急復旧活動では、他都市からの応援隊の協力が欠かせないものだったが、他都市からの応援は、社団法人日本水道協会の相互応援ネットワークによるものと、「18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書」によるものの 2 つの枠組みの中で実施された。

本市における応急給水活動は、3月19日にピークを迎え、全国 61 の水道事業者から最大時で約 200 名、給水車 64 台にのぼる応援隊の派遣を受け、3月31日まで実施された。

また、札幌市と東京都からは、上記覚書に基づき、応急給水に加え、応急復旧活動の支援も受け、3月29日には津波や地すべり等の甚大な被害に遭った区域を除き、ほぼ市内全域で水道水の供給を再開することができた。

図表 12-4-1 他都市等の応援活動（平成 23 年度末まで）

### 1. 国を通じた要請に基づく応援活動

#### ①災害対策基本法第三十条に基づく医師・保健師等の受入れ

期 間	3/14～6/1
派 遣 元	山形県、群馬県、静岡県、大阪府、滋賀県、兵庫県、徳島県、島根県、山口県、札幌市、新潟市、川越市、川崎市、名古屋市、京都市、西宮市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、福岡市
活動内容	医師・保健師による保健活動
活動人数	延べ 209 チーム、599 名

#### ②こころのケアチーム（医師・精神保健福祉士・臨床心理士・看護師等によるチーム）

期 間	3/14～6/30
派 遣 元	福井県、兵庫県、徳島県、香川県、岡山市、日本精神神経科診療所協会、川崎医科大学、東北大学、東北福祉大学、仙台少年鑑別所 ※一部自主的な応援活動を含む。
活動内容	被災地の指定避難所を巡回して被災者のこころのケア対策の実施

③東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ

期 間	3/12～4/22
派 遣 元	国土交通省、東北地方整備局、中国地方整備局
活動内容	情報の収集・提供、排水ポンプ車の派遣、支援物資の提供、災害査定申請の支援

④災害派遣自衛隊等に対する不在者投票業務

期 間	(前期)4/4～4/7、(後期)4/18～4/21
派 遣 元	総務省、宮城県選挙管理委員会
活動内容	災害派遣されている自衛隊等に対する不在者投票業務
活動人数	各日とも、前期：総務省 18 名、選管 2 名、後期：総務省 15 名、選管 2 名

⑤損壊家屋等解体・撤去に係る完了報告書等確認業務

期 間	11/7～
派 遣 元	金融庁
活動内容	損壊家屋等解体・撤去に係る完了報告書等確認業務

2. 県を通じた要請に基づく応援活動

①消防組織法第四十四条に基づく受入れ（緊急消防援助隊）

期 間	3/12～3/21
派 遣 元	神奈川県隊、三重県隊、島根県隊、熊本県隊
活動内容	人命救助等
活動人数	延べ 379 隊 1,390 名

②DMAT（災害派遣医療チーム）

期 間	3/12～3/15
派 遣 元	秦野赤十字病院、公立置賜総合病院、獨協医科大学病院、深谷赤十字病院、中濃厚生病院、山形県立新庄病院、県立広島病院、東邦大学医療センター大森病院、千葉大学医学部附属病院、名古屋医療センター、千葉県救急医療センター
活動内容	医師、看護師等による災害時医療

3. 本市からの支援要請

(1) 協定等に基づく受入れ

①20 大都市災害時相互応援に関する協定に基づく受入れ

期 間	3/12～5/21
派 遣 元	東京都、札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
活動内容	先遣隊（応援事務）、避難所対応、復興計画策定支援、物資搬送、応急危険度判定、災害廃棄物処理支援、し尿処理、ごみ処理、下水道管きょ被害調査等
活動人数	延べ 18,694 名

②18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書および日本水道協会災害時応援協定に基づく受入れ

期 間	3/12～4/5
派遣元	東京都、札幌市、横浜市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、(北海道)旭川市、函館市、千歳市、室蘭市、苫小牧市、登別市、釧路市、北見市、帯広市、白老町、(新潟県)長岡市、五泉市、(岐阜県)大垣市、(滋賀県)湖南市、(岡山県)倉敷市、井原市、総社市、津山市、美作市、高梁市、新見市、笠岡市、瀬戸内市、玉野市、備前市、西南水道企業団、南部水道企業団、(広島県)三次市、(島根県)島根県、松江市、出雲市、益田市、東出雲町、奥出雲町、斐川宍道水道企業団、(山口県)山口市、下関市、岩国市、宇部市、下松市、山陽小野田市、周南市、萩市、防府市、(徳島県)徳島市、鳴門市、小松島市、(高知県)高知市、四万十市、(愛媛県)松山市、四国中央市、今治市、伊予市、鬼北町
活動内容	応急給水、応急復旧、被害状況調査

③地震・洪水等非常事態における救援措置要綱に基づく受入れ

期 間	3/13～4/17
派遣元	日本ガス協会、釧路ガス、旭川ガス、岩見沢ガス、帯広ガス、苫小牧ガス、室蘭ガス、北海道ガス、山形ガス、新発田ガス、越後天然ガス、北陸ガス、蒲原ガス、見附市ガス上下水道局、柏崎市ガス水道局、小千谷市ガス水道局、魚沼市企業課、上越市ガス水道局、白根ガス、桐生ガス、館林ガス、伊勢崎ガス、太田都市ガス、武州ガス、大多喜ガス、東京ガス、長野都市ガス、小田原ガス、熱海ガス、伊東ガス、下田ガス、御殿場ガス、静岡ガス、島田ガス、中遠ガス、袋井ガス、東海ガス、中部ガス、東邦ガス、日本海ガス、大津市企業局、大阪ガス、岡山ガス、広島ガス、山口合同ガス、四国ガス、西部ガス、大分ガス、宮崎ガス、日本ガス
活動内容	都市ガスの閉栓・修繕・開栓

④被災校支援教職員派遣

期 間	3/15～4/4
派遣元	新潟市、京都市
活動内容	児童生徒等の心のケア支援等

⑤避難所支援スタッフ派遣

期 間	3/16～3/25
派遣元	姫路市
活動内容	避難所対応

⑥ボランティアセンター運営スタッフ受入れ

期 間	3/15～7/5
派 遣 元	神戸市社会福祉協議会、大阪市社会福祉協議会、京都市社会福祉協議会、札幌市社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、広島市社会福祉協議会、兵庫県社会福祉協議会、岡山県社会福祉協議会、岡山市社会福祉協議会、滋賀県社会福祉協議会、大阪府社会福祉協議会、島根県社会福祉協議会、京都府社会福祉協議会
活動内容	ボランティアセンター運営支援

⑦その他協定に基づく受入れ

期間	派遣元	活動内容
3/12～3/18	宮城県解体工事業協同組合	捜索活動、道路啓開作業
3/12～4/11	宮城県管工業協同組合	応急給水、応急復旧
3/12～11/30	(社)仙台建設業協会	捜索活動、道路啓開作業、がれき撤去支援
3/15, 21～24	(社)ジャパンケネルクラブ(有)犬の学校	災害救助犬による捜索活動
3/16～4/1	(社)宮城県測量設計業協会	農業施設関係被害状況調査
3/16～7/31	(財)仙台市薬剤師会	避難所一般用医薬品等仕分・管理
3/17	(社)宮城県自動車整備振興会	緊急消防援助隊車両タイヤ点検
3/19～3/31	(社)仙台歯科医師会、宮城県歯科衛生士会	避難所巡回口腔ケア指導
3/22, 23, 28, 29	(社)宮城県看護協会	避難所における健康相談
3/24～5/31	(社)宮城県造園建設業協会	震災廃棄物仮置き場倒木撤去
3/25～	仙台市被災動物救護対策本部(社)仙台市獣医師会、NPO法人エーキューブ、ハートtoハート)	被災動物救護チーム派遣(避難所等での獣医療提供、ペットフード等提供、飼育相談・アドバイス)
4/1～4/5	(社)隊友会宮城県隊友会	避難所毛布搬出整理等
4/11～5/7	特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、(社)東京都リサイクル事業協会、(社)東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合	ごみ処理
4/14～4/22	旭川市	ごみ処理
5/23～7/1	静岡市一般廃棄物組合連合会、清水一般廃棄物処理業協同組合、静岡リサイクル事業協同組合	ごみ処理

(2) 全国市長会要望・自治法に基づく受入れ

①職員長期派遣

期 間	6/1～
派 遣 元	東京都、札幌市、山形市、さいたま市、新潟市、新宿区、墨田区、北区、文京区、荒川区、横浜市、名古屋市、稲沢市、豊川市、安城市、常滑市、京都市、亀岡市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、春日市、
受 入 先	震災復興本部、財政局、健康福祉局、環境局、経済局、都市整備局、建設局、宮城野区、太白区、教育局
受入人数	延べ82名

②教諭派遣

期 間	7/1～（8/1～5名、10/1～3名、11/1～1名追加）
派 遣 元	北海道教育委員会（9）、栃木県教育委員会（3）、兵庫県教育委員会（1）
受 入 先	南材木町小、高砂小、大野田小、将監小、将監西小、田子小、柳生小、七郷中、高砂中、西山中、七北田中、南光台中
受入人数	13名（実数）

③自治体職員 of 受入れ※117 団体から延べ 3,576 名

期間	派遣元	活動内容
4/11～ H24/3/23	北海道胆振総合振興局管内市町、京都市、高知県仁淀川町	住民異動届に関する届出書審査、聴聞を含む受付窓口業務・戸籍届の審査受付等補助事務
4/13～6/20	北海道胆振総合振興局管内市町、愛知県市長会、高知県黒潮町	避難所運営補助
4/15～ H24/3/15	京都市、愛知県市長会	介護保険料減免申請受付
4/15～10/7	愛知県市長会、京都市、徳島市、東京都特別区長会	国民健康保険関連業務
4/15～ H24/3/31	埼玉県、新潟県、兵庫県、札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、東京都特別区長会、東京都市長会、愛知県市長会、愛知県町村会、兵庫県内各市、（北海道）函館市、（青森県）青森市、十和田市、（岩手県）二戸市、（秋田県）秋田市、（山形県）酒田市、山形市、鶴岡市、（茨城県）古河市、（群馬県）高崎市、（埼玉県）川口市、所沢市、川越市、上尾市、幸手市、（神奈川県）大和市、鎌倉市、三浦市、南足柄市、（石川県）七尾市、（山梨県）富士吉田市、（岐阜県）各務原市、（愛知県）一宮市、扶桑町、長久手町、飛島村、豊山町、蟹江町、大口町、東栄町、美浜町、（長野県）長野市、（三重県）四日市市、（京都府）京田辺市、木津川市、（奈良県）橿原市、（岡山県）総社市、（広島県）廿日市市、三原市、竹原市、神石高原町、世羅町、（徳島県）徳島市、（香川県）綾川町、高松市、三豊市、坂出市、（高知県）津野町、日高村、宿毛市、（福岡県）みやま市、柳川市、飯塚市、筑紫野市、宗像市、筑後市、大牟田市、中間市、大川市、春日市、福津市、宮若市、八女市、（熊本県）熊本市、（大分県）竹田市、豊後高田市、日田市	り災証明交付に係る事務
4/19～7/15	神戸市、川崎市、福岡市、相模原市、静岡市、横浜市、北九州市、千葉市、京都市	生活保護における面接相談業務等

4/19～9/2	神戸市、関市	道路復旧工事
4/21～7/25	徳島市	被災者支援住宅相談窓口業務補助
4/21～9/29	京都市、徳島市	宅地復旧等相談業務
4/25～8/14	大阪市、新潟市、京都市、堺市、岡山市、広島市、札幌市、さいたま市	避難所における生活保護制度の説明・周知および保護申請の案内
5/1～	富士吉田市、埼玉県内市町、東かがわ市、丸亀市、観音寺市、足利市、米沢市、香川県土庄町、一宮市、瀬戸市、尾道市、横浜市、射水市、京都市、埼玉県、東京都、東京都特別区長会	災害弔慰金等各種制度申請審査業務
5/9～7/30	さいたま市、京都市	保健活動（保健師派遣）
5/20～9/16	岡崎市、下呂市、高知県仁淀川町	解体工事の設計・監理・検査等、発注に係る連絡調整等
5/20～9/30	広島県府中町、広島県熊野町、うきは市、京都市、東京都、東京都特別区長会	応急仮設住宅入居申込受付・説明
6/1～7/21	京都市	保育所事務
6/13～7/8	京都市	被災ブロック塀の実態調査
7/26～9/29	徳島市	市営住宅災害復旧事業、災害査定の支援
9/12～ H24/2/29	さいたま市	災害救助法に基づき実施する住宅の応急修理、障害物の除去制度にかかる被災者からの申込受付

#### 4. 自主的な応援活動

##### ①保健師の受入れ

期 間	3/14～5/31
派 遣 元	新潟県岩船郡関川村、粟島浦村、全国健康保険協会宮城支部、新潟医療福祉大学、東京医療保健大学、山形県立保健医療大学
活動内容	保健活動

##### ②医師・看護師の受入れ

期 間	3/12～5/10
派 遣 元	国境なき医師団、NGOアムダ、仙台市医師会、十四大都市医師会、大阪府支部日赤医療チーム、国立病院機構医療チーム、神戸西市民病院医療チーム、名古屋市病院医療チーム、N T T 東日本東北病院医療チーム、関東労災病院診療チーム、中国労災病院診療チーム、和歌山労災病院診療チーム、山陰労災病院診療チーム、千葉労災病院診療チーム、横浜労災病院診療チーム、浜松労災病院診療チーム、中部労災病院診療チーム、富山労災病院診療チーム、関西労災病院診療チーム、大阪労災病院診療チーム、旭労災病院診療チーム、愛媛労災病院診療チーム、東京労災病院診療チーム、燕労災病院診療チーム、神戸労災病

	院診療チーム、長崎労災病院診療チーム、岡山労災病院診療チーム、香川労災病院診療チーム、熊本労災病院診療チーム、門司メディカルセンター診療チーム、北海道中央労災病院診療チーム
活動内容	医療・保健活動

### ③消防局員の受入れ

期 間	3/14～3/19
派遣元	台南市（台湾）
活動内容	救助活動（仙台空港等）

### ④仙台市災害多言語支援センター運営スタッフ受入れ

期 間	3/17～4/19
派遣元	社団法人青年海外協力協会、近畿地域国際化協会連絡協議会、財団法人自治体国際化協会、独立行政法人国際協力機構東北支部
活動内容	仙台市災害多言語支援センター運営支援